

中野区教育委員会会議録 平成20年第5回定例会

○開会日 平成20年5月16日（金）

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時01分

○閉 会 午前 11時40分

○出席委員（5名）

中野区教育委員会委員長	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員長職務代理	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会委員	山 田 正 興
中野区教育委員会教育長	菅 野 泰 一

○欠席委員（0名）

○出席した事務局職員（7名）

教育委員会事務局次長	竹 内 沖 司
教育経営担当課長	小谷松 弘 市
学校再編担当課長	青 山 敬一郎
学校教育担当課長	寺 嶋 誠一郎
指導室長	入 野 貴美子
生涯学習担当参事	村 木 誠
中央図書館長	倉 光 美穂子

○書記

教育経営分野	松 島 和 宏
教育経営分野	吉 田 真 美

○会議録署名委員

委員長	高 木 明 郎
委 員	大 島 やよい

○議事日程

日程第1 第35号議案 平成21年度から使用する中野区立小学校教科用図書の採択基準等について

日程第2 第36号議案 中野区立小学校教科用図書選定調査委員会委員の決定について

午前10時01分開会

高木委員長

おはようございます。

ただいまから教育委員会第5回定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、大島委員にお願いします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

それでは、日程に入ります。

<日程第1>

高木委員長

日程第1、第35号議案「平成21年度から使用する中野区立小学校教科用図書の採択基準等について」を上程いたします。

議案の説明をお願いします。

指導室長

それでは、第35号議案としまして、平成21年度から使用する中野区立小学校教科用図書の採択基準等について、ご提案申し上げます。裏面をごらんください。

提案理由といたしましては、平成21年度から使用する区立小学校の教科用図書の採択を進めるに当たりまして、採択基準等を定める必要があるものでございます。そこにございますように、中野区の教科書採択に関する規則第2条に定めます基本方針に基づきまして、教科用図書の採択基準等を下記のとおり定めたいというふうに思います。

まず、Iのところでございますが、「調査・研究すべき基準等」といたしまして、さらに1の「採択基準」は、以下の3点に基づきまして、中野区立小学校の児童に最もふさわしい教科書を採択するというにしたいというふうに思います。1点目は「学習意欲が喚起される教科書」、2点目は「基礎学力の定着と発展的な学習に応えられる教科書」、3点目は「児童にとって学びやすく、教師にとって教えやすい教科書」ということで、採択の基準のほうを定めたいと思います。

さらに、2に書かれてございますように、「調査・研究すべき事項」につきましては、先日のご協議のところでお話をいただいておりますように、今回、検定がえが一切ございませんでしたので、前回の平成16年度の調査資料を使用するというので、(1)から(5)の調査・研究すべき事項について調査したものを使用してまいりたいというふうに考えます。

IIでございます。そしてさらに「意見聴取の方法」につきましては、区民から、学校から、児童から意見を聴取することに中野区はなっております。まず、区民からの意見につきましては、教科書展示会場であります中野区立教育センター、そして、第一中学校・

桃園小学校・江原小学校・若宮小学校にごございます地域生涯学習館を展示会場といたしまして、そこに意見用紙を備え、次のような項目で意見を聴取したいというふうに考えます。

まず(1)といたしましては、中野区の子どもにとってどのような教科書がよいかということでのご意見、(2)といたしまして、教科書採択に当たって教育委員会に望むことということでのご意見、(3)としては、その他ということ、区民からの意見は聴取したいというふうに考えます。

2「学校からの意見」でございますが、校長は、現在使用している教科書等について校長を中心に意見を集約するという形で、各教員からの意見を吸い上げたいというふうに考えます。

3「児童からの意見」でございますが、小学校の1年生から6年生まで全学年を対象に、1学年について2校（各校1学級）、12校（学級）程度において実施をしようというふうに考えます。そして、3年生までは、発達段階によりましてアンケート形式での記入が難しいというふうに考えますので、教師による聞き取り、4年生以上はアンケートと教師による聞き取りを併用して実施する形にしたいというふうに思います。そして、児童からの意見を聞く項目としては、どのような教科書で学びたいか、教科書に書いてあればよいと思ったことはどんなことか、そして現在使用している教科書についてどのような考え方を持っているか、どんなことを思っているかということでの聴取をしたいというふうに考えます。

以上、教科書採択の基準等についてご提案申し上げます。

高木委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたら、お願いいたします。

山田委員

区民からの意見聴取の方法で示されています教育センター並びに地域生涯学習館だと思うのですが、この大まかな日程といたしますか、具体的な内容、または区民に対してどのように周知をするのか教えていただければと思います。

指導室長

教科書の展示の日程でございますが、日程につきましては、区報、「教育だより」、ホームページ等でお知らせをしたいと考えております。現在、展示のほうの準備が進んでおりますが、5月下旬のころからを予定してございます。

大島委員

区民からの意見の聴取に関してなのですが、これは、展示するのは、今使用している教科書だけなのか、あるいは他社のも展示するのでしょうかというのがひとつ。

もう一つの質問としては、聴取する内容なのですが、例えば具体的にAという教科書がいいとか、Bの教科書はこういう点がどうだというような個別の教科書についての感想も聞けるようなアンケートの項目にはしないのでしょうかということなのですが、よ

ろしくお願いします。

指導室長

1点目でございますが、教科書の展示に関しましては、検定が通っております全部の教科書を展示する形になっております。法律でそのように定められております。

そして、区民の意見の聴取については、具体的にはこの3項目で書いていただくような様式にしてございますけれども、今までの例ですと、それぞれこの教科書がということでご意見を書いていただいている例もございます。

高木委員長

ほかに質疑はございませんか。

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、挙手の方法により採決したいと思います。

ただいま上程中の第35号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

高木委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

ここでお諮りいたします。

本日の日程第2、第36号議案「中野区立小学校教科用図書選定調査委員会委員の決定について」は、人事案件ですので、非公開での審議を予定しています。

そこで、一たん定例会を休憩し、先に第16回協議会を開会し、その後定例会を再開したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高木委員長

それでは、ご異議ございませんので、定例会を暫時休憩いたします。

午前10時10分休憩

午前11時33分再開

高木委員長

それでは、定例会を再開いたします。

<日程第2>

高木委員長

日程第2、第36号議案「中野区立小学校教科用図書選定調査委員会委員の決定について」を上程いたします。

ここでお諮りします。

本件は、人事案件ですので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13号第6項のただし書き及び「中野区立学校教科用図書の採択に関する規則」第10条の規定によ

り、非公開とさせていただきたいと思いますが、賛成の方、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

高木委員長

全員賛成ですので、ただいまより会議を非公開といたします。

恐れ入りますが、傍聴の方はご退席をお願いします。

(平成 20 年第 8 回臨時会において、公開の議決がされたため、以下の非公開部分を公開)

高木委員長

それでは、議案の説明をお願いします。

(資料配付)

指導室長

それでは、第 36 号議案の「中野区立小学校教科用図書選定調査委員会委員の決定について」、提案の理由を申し上げます。

これにつきましては、教科用図書選定調査委員会の委員を決定するに当たりまして、教育委員会の議決を得る必要がございます。そういうことでお願いいたします。

裏面でございます。この選定調査委員会の委員でございますけれども、これは、「中野区立学校教科用図書選定に関する規則」の第 2 条によりまして、選定調査委員会は学識経験者 3 人以内、区立学校の校長及び副校長から 3 人以内、区立学校の教諭 3 人以内、区立学校に在籍する児童・生徒の保護者 3 人以内、公募による区民 3 人以内というふうに定められております。

また、この委員の資格の制限でございますが、次に挙げる方については選定調査委員会の委員となることできないというふうに規則では定められております。その 1 点としましては「教科用図書の発行の事業を行う者及びその従事者並びにこれらの配偶者及び三親等内の親族」、2 点目は「顧問、参与、嘱託等いかなる名称によるかを問わず、事実上発行者の事業の運営に重要な影響力を有している者」、3 点目が「過去 3 年の間において、教科用図書及び教師用指導書の著作及び編集に関与したことがある者」、4 点目が「教科用図書の供給の事業を行う者及びその従業員」、5 点目が「過去において、特定の教科用図書の普及宣伝に努めた者」となっております。そして、この中で、今お示ししております資料の「児童の保護者」「公募による区民」については、前回、厳正な抽選により決定していただいた方でございますが、「児童の保護者」のほうでございますが、3 人の候補者のうちお 1 人が辞退なさいました。それで、補充として順位をつけておりました 1 番の神保さん、桃園小学校の方に繰り上げでやっていただく形でご承知おきいただいております。いずれも、先ほど申しあげました要件を満たしていること、すなわち、そういった点には該当しないということで確認をいたしました。そして、ごらんのような形で委員の決定をお願いした

いと存じます。よろしくお願ひいたします。

高木委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたら、お願ひいたします。

大島委員

質疑ではないのですけれども、学識経験者の能瀬さんと鈴木さんは、中野区の人権擁護委員で一緒の委員の方で、存じ上げておりますが何かありますか。

指導室長

今回、能瀬さんと多田さんに関しましては、前回の経験者ということで、鈴木さんは今回初めてということで、やっていただく形をとっております。そして、大島委員のおっしゃるように、偶然ではございますけれども、お2人とも人権擁護委員でいらっしゃるという形であります。鈴木さんに関しましては、今、教職員研修センターの教授ということだけではなく、法政大学の講師という形でもお働きいただいているところでございます。

高木委員長

ほかに質疑はございませんでしょうか。

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、挙手の方法により採決したいと思います。

ただいま上程中の第 36 号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

高木委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

以上で、本日の日程を終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第 5 回定例会を閉じます。

午前 11 時 40 分閉会